

里庄町立里庄東小学校 いじめ防止基本方針							
いじめに関する現状と課題							
・毎月いじめアンケートを行い、いじめの早期発見に努めている。しかし、アンケートでは見つけられないものや、いじめの解消に向けて取り組んでいるがいじめが継続し解消に至っていないものもある。長期欠席者数はいないが、欠席がちな児童も数名いる。また、児童を取り巻くネット環境の変化により、個人的に携帯電話を所持する児童が増加したり、携帯ゲームでもネットに接続できるようになったりして、ネットの書き込みに起因するトラブルにいつ巻き込まれてもおかしくない状況である。現在、生徒指導委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、すべての教職員がいじめに対して共通の認識をもち、組織的・計画的に取り組む必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。							
いじめ問題への対策の基本的な考え方							
・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも養護教諭、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、教科、道徳、特別活動などすべての領域で、児童と教師、児童相互の人間的なふれあいを通して一人一人が大切にされる学級づくり、仲間づくりを進める。また、時間の許す限り児童と接する機会を多くもち、児童と教師との信頼関係を高める。 ・いじめの早期発見のために教育相談週間にアンケートを実施し、児童理解に努めるとともに、得られた情報を教職員間で共有して指導にあたる。 〈重点となる取組〉 ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。 ・「人権週間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。 ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、学年の発達段階に応じて、すべての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。							
保護者・地域との連携	学 校						
〈連携の内容〉 ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学年懇談会を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・懇談会、学校だより、学年、学級通信、電話、連絡帳などをもとに家庭との連携を図り、学校への信頼関係を高め、いじめの防止、早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。	<table><tr><th colspan="2">いじめ対策委員会</th></tr><tr><td colspan="2">〈対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。 〈対策委員会の開催時期〉 ・定例会（各学期1回）、臨時会（事案発生時） 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達。 〈構成メンバー〉 ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長 等 ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭 人権教育担当 等</td></tr><tr><th colspan="2">全 教 職 員</th></tr></table>	いじめ対策委員会		〈対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。 〈対策委員会の開催時期〉 ・定例会（各学期1回）、臨時会（事案発生時） 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達。 〈構成メンバー〉 ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長 等 ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭 人権教育担当 等		全 教 職 員	
いじめ対策委員会							
〈対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。 〈対策委員会の開催時期〉 ・定例会（各学期1回）、臨時会（事案発生時） 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達。 〈構成メンバー〉 ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長 等 ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭 人権教育担当 等							
全 教 職 員							
関係機関等との連携							
〈連携機関名〉 ・里庄町教育委員会、県教育委員会 〈連携の内容〉 ・保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の派遣 〈学校側の窓口〉 ・教頭、生徒指導主事 〈連携機関名〉 ・玉島警察署（里庄東駐在所） 〈連携の内容〉 ・非行防止教室の実施 ・いじめ防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 〈学校側の窓口〉 ・教頭、生徒指導主事							
学 校 が 実 施 す る 取 組							
① いじめの防止	（教員研修） ・教職員の指導力向上のための研修として、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 ・多様化する「いじめ問題」について研修を行い、未然防止、初期解決に努める。 （児童会活動） ・いじめについて考える人権週間において児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ・週のめあてで取り上げて、児童の意識高揚を図る。 （居場所づくり） ・すべての児童が授業や行事の中で活躍できる場面を設定し、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。 （情報モラル教育） ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。（低・中学年では、個人情報を守ることを中心に人権に関わる内容を扱う。）						
② 早期発見	（実態把握） ・児童の実態把握のためのアンケートを教育相談期間に実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 （相談体制の確立） ・全職員で全児童の指導をすることを合言葉に、職員と職員、児童と教師がいつでも気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、いじめを防止する体制を整える。 （情報共有） ・児童の気になる変化や問題行動が発生した場合、いじめ対策委員会を開き、教職員間でいつでも早急に対応を協議し、情報共有できる体制をつくる。 （家庭への啓発） ・懇談会、学校だより、学年・学級通信、電話、連絡帳などを基に家庭との連携を図り、学校への信頼関係を高め、いじめの防止と早期発見に関する啓発活動に努める。						
③ いじめへの対応	（いじめの有無の確認） ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 （いじめへの組織的対応への検討） ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 （いじめられた児童への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた児童への指導） ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。						